

令和元年度 第2回埼玉県福祉のまちづくり推進協議会
結果概要

- 1 日時 令和2年3月23日 午後2時～4時
- 2 場所 埼玉会館3C会議室
- 3 出席委員
高橋委員、西野委員、種村委員、菊池委員、清水委員、田仲委員、
内海委員、増田委員
出席 8人
欠席 4人
- 4 配布資料 別紙のとおり
- 5 会議概要
【議事】
 - (1) 障害者用駐車場の適正利用について
 - (2) 埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の改正（案）について

※主な内容は別紙「議事概要」のとおり。

議事概要

(1) 障害者用駐車場の適正利用について

(事務局説明：福祉政策課)

〈高橋会長〉

県としては、パーキングパーミット制度について、本協議会でどのような方向性で意見をいただきたいということか。議会で質問があったので議題にしたのか、今後どういう方向性で進めたいのか。

〈事務局（福祉政策課）〉

議会において「パーキングパーミット制度の導入、普及について」という質問があり、主な県内障害者団体と意見交換を行った。

各団体からは、車いす使用者に限り制度を導入してもよいという意見のほか、かえって車いす使用者が障害者用駐車場に停められなくなるなど課題もあるので慎重に検討するべきという意見も出た。

現段階で、制度を導入するしないを前提に意見をいただく考えはない。本日は、委員の方から意見をいただき、今後、どのように検討を進めていくのか参考にさせていただきたい。

〈高橋会長〉

パーキングパーミット制度は、現在、多くの府県で導入されている。

資料2では、当事者団体の意見として「慎重に検討するべき」と書かれているが、パーキングパーミット制度の理解については濃淡があると思う。各委員の意見はどうか。

〈西野委員〉

パーキングパーミットについて、制度としては知っている。

現在、38府県で制度が導入されており、未導入の自治体では、駐車場の不足などの問題があると思うが、特に首都圏が導入していない中、埼玉県がこういう制度を導入するというのは有意義なことだと思っている。

〈菊池委員〉

娘は知的障害で目が悪いが、誰かと一緒に行けば、障害者用駐車場に停めなく

てもよいので、できるだけ使わないようにしている。

「車いすの方に限り使えるとよい」という意見が資料にあったので、発言させていただいた。

《田仲委員》

車いすの方をはじめ、本当に必要な方が駐車できないのはよくない。ただし、説明を聞き、そのような単純なことではないということもよく分かった。

様々な意見交換をしながら、本当に必要な方が使える駐車場になればと考えている。

《増田委員》

熊谷市の場合、バリアフリー基本構想の進捗状況等を確認するバリアフリー推進協議会がある。

この協議会において、障害者用駐車場の問題が意見として出されることがあるが、「パーキングパーミット制度を導入してもらいたい」という意見が各団体から出されたことはない。

《内海委員》

外見から分からない障害者の方もいると思うが、健常者と思われる方が障害者用駐車場スペースを利用しているのをたまに見かけることがある。本来はドライバーのモラルやマナーの問題だと思う。

《清水委員》

パーキングパーミット制度については資料が送られてきて、初めて知った。

越谷市役所は庁舎の建て替えをしているので、越谷市にも障害者用駐車場をきちんと設置していただくよう伝えていきたいと思う。

《種村委員》

障害者によって、意見が異なるのは当然であるが、駐車場の不適正利用が社会的な問題であると考えるのであれば、パーキングパーミット制度は導入するべきと考える。

《高橋会長》

制度が必要ないという方はいないと思う。

制度が導入できない理由を並べたり、導入した自治体の失敗事例や課題を取り上げて、少し様子を見ようという姿勢はよくない。制度の導入の仕方がこれまで間違っていたと思う。

これまでの問題点を是正して県には制度を導入するという姿勢を明確に出していただきたい。

《事務局（福祉政策課）》

導入しない理由を並べるために協議会を開いているというわけでは決してない。

首都圏特有の大きな課題として、障害者の人口が多いのに対し、限られた駐車場しかないことが挙げられる。

車いす使用者や内部障害の方、妊産婦など、それぞれ必要性の程度が異なる中、方向性も含め、広く意見をいただければと思う。

《高橋会長》

パーキングパーミット制度をとりあえず導入しなければ課題が見えてこない。

駐車場を本当に必要な方がどれだけいるか、もう数の問題ではない。制度を導入することによって、助けられる人がたくさんいると思う。すぐにでも導入に向け検討してもらいたい。

《事務局（福祉政策課）》

今日は、会長をはじめ、委員の皆様から制度を導入すべきという意見をいただいている。

一方、実際にパーキングパーミット制度を構築していくとなると、予算や人員のほか、民間事業者との調整などを行う体制が必要となる。

このため、すぐに導入するということは難しい。本日の意見を踏まえ、引き続き、様々な意見をいただきながら検討していく。

《種村委員》

制度を導入するのであれば、何らかの構想が必要であり、構想がなければ、予算や人員であるとか、利用証を誰に与えるかとか、そういう部分まで話が進まない。

《事務局（福祉政策課）》

今日は、まだ構想を練るという段階ではない。その前段階として、制度を導入するか否かについて、各委員から意見を拝聴しているところである。

今後も幅広く意見を聞きながら、検討をしていく。

《高橋会長》

今回の協議会において、一定の方向性が見えてくることを期待したい。

(2) 埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の改正(案)について

(事務局説明：建築安全課)

〈高橋会長〉

条例の整備基準とバリアフリー法との関係やどのような用途の建築物が対象になっているのかは分かりにくいと思うので意見をいただきたい。

〈種村委員〉

福祉のまちづくり条例に関して、建築関係の方に説明するのもよいが、商工会議所等を通じて、オーナーに説明するなど、複数の手段を使っていかないと、真の福祉のまちづくりは進まないと思う。

〈高橋会長〉

条例の周知や啓発の仕方をどの範囲まで広げるのか。商工会の方や地元の商店街の方にも説明いただいているのか。

〈事務局(福祉政策課)〉

建築士の方には、法令説明会等でPRしている。また、昨年度からは、施設の事業者が出席する障害者差別解消法等の説明会においても条例の周知を行っており、来年度からはさらに広げていく。

〈高橋会長〉

建築主や設計事務所からの申請が、条例に基づいた整備基準となっているのか、県がチェックしているのか、手続が適正に行われているのかが重要である。

建築物バリアフリー条例の手続は民間の確認検査機関に依存していると思うが、手続の進め方に課題がないのか把握していただきたい。

〈種村委員〉

福祉のまちづくり条例の手続では市町村に権限が降ろされているところもあると思うが、検証されているのか心配である。

〈事務局(建築安全課)〉

新築の建築物は建築確認を受けることとなっており、建築確認の審査とバリアフリー法はセットになっている。建築確認の際、建築基準法と一緒にバリアフリー法の基準も満たしているか審査している。ただし、平成11年からは建築確認

が民間の検査機関でも実施できるようになったため、現在では97%の検査が民間で実施されている。

一方で埼玉県福祉のまちづくり条例では、建築物の大きさによって県が審査するものと市が審査するものとに分けられている。

また、町村については、そこまで対応できる職員がいないため、町村分の届出を県が審査している状況である。

整備基準の適合、不適合のみで判断するのではなく、もう少し工夫すれば、基準をクリアできるなど、改善ができるような指導が望ましいと思う。

〈高橋会長〉

今回の規則改正を機に、地元の商工会や商店街の方にも条例の趣旨が伝わるよう、市町村職員に対し、丁寧に研修や説明会を実施してもらいたい。

第2回福祉のまちづくり推進協議会はこれで終了する。

【終】